

## 3 資料

小学校や中学校、高等学校における「情報社会に参画する態度」に関する指導内容及び学習活動例を示しています。どのような場面で情報モラルの指導ができるか、具体的に示しています。また、「1 配付資料で説明する情報安全ワンポイント指導事例」との関連も示しています。各教科との連携を図った指導をする際にも参考にしてください。

「2 話し合い活動を取り入れた情報モラルの学習プラン」の考え方を「話し合い活動を通じた情報モラル指導の考え方」として示しました。最後に、インターネット関連法規の解説を記載しました。

# 1 情報モラル指導と教科等での指導の関連

文部科学省では、「初等中等教育における教育の情報化に関する検討会」を設置し、情報化の進展等に対応した教育の情報化の今後の在り方について検討を進め報告書「情報教育に係る学習活動の具体的展開について - ICT 時代の子どもたちのために、すべての教科で情報教育を - 」(平成 18 年 8 月 28 日)をまとめました。初等中等教育における情報教育の考え方を整理し、情報教育の内容の体系化を図った上で、小、中、高等学校の各学校段階において子どもたちが身に付けるべき「情報活用能力」に関する指導内容や学習活動例を一覧表にまとめています。

ここでは、その報告書の中から情報モラルに関する部分として「情報社会に参画する態度」の小学校、中学校、高等学校の一部を抜粋しました。また、一覧表に本資料の「1 情報安全指導事例」で紹介した、事例 1～12 の各事例との関連を示しました。

## 小学校「情報社会に参画する態度」の例

分類	情報教育に関係する指導内容及び学習活動例		
	小学校低学年 (1, 2 年)	小学校中学年 (3, 4 年)	小学校高学年 (5, 6 年)
社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響		コンピュータやインターネットは便利である反面、その使用が長くなり過ぎると、生活のリズムを崩すなどの影響が起こることを知り、健康に注意しながら利用する(総合・体育)。	情報化の進展に伴い、多様な情報が提供され、それによって国民生活に様々な影響をもたらしており、生活の向上や産業の発展に大きな役割を果たしていることを考える(社会)。 事例 8 事例 9
情報モラルの必要性や情報に対する責任		ID やパスワードの大切さを知る(総合)。 事例 6 事例 7	ネットワークの先には人がいることを意識した、相手の立場に立った適切なコミュニケーションの大切さを知る(総合・国語・道徳)。 事例 4 事例 10
		人の写真を撮る時や、他人の作ったものを使う時には、許可が必要なことを知る(総合・道徳)。 事例 1 事例 2	悪意がある情報や、不適切・不正なサイトへの正しい対処法を知る(総合・道徳)。 事例 11 事例 12
		自分や友だちの個人情報を知らない人にむやみに教えてはならないことを知る(総合・道徳)。 事例 3	著作物や知的財産権を理解し、これらの権利を守ることがわかる(総合・国語・社会・図工)。 事例 1
		インターネット上には、役立つ情報のほかに正しくない情報や危険な情報もあることを知る(総合)。	インターネットの影響力の強さを知り、不確かな情報を発信しないようにする(総合)。 事例 4 事例 5

		文字だけのコミュニケーションは行き違いが起きやすいことを知る(総合・国語・道徳)。 事例4 事例10	相手のことを考えて情報を収 集したり発信した情報に対して責任をもったりすることの大切さに気付く(社会)。 事例4
望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度		メディアを経由した情報を受信・発信する際には、情報のすべてを表現することはできないことを知る(総合・国語・社会)。 事例4	メディアからの情報には発信者の意図と背景があることを理解し、情報を受ける側が情報の判断をする必要があることを知る(総合・社会)。 事例4

## 中学校「情報社会に参画する態度」の例

分類	情報教育に係る指導内容		学習活動例
社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響	・健康な生活と疾病の予防 必要に応じて、コンピュータなど情報機器の使用による疲労の現れ方や休憩の取り方など健康とのかかわりについて取り上げることに配慮する。	保健体育(保健分野)	コンピュータの使用時間、目の疲れ、肩こりの有無などについてクラス内でアンケート調査を行い、これらの関連性を調べる。
情報モラルの必要性や情報に対する責任	・表現及び鑑賞の指導上の配慮事項 表現の指導に当たっては、美術に関連して著作権等の知的所有権や肖像権などの権利を尊重し、侵害しないことについても併せて指導が必要。 事例1 事例2	美術(A表現)	絵画作品と著作権について調べる。
	・情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。 情報社会の特質や情報化の進展がもたらす社会や人間に対する影響について、個人情報や著作権の保護、コンピュータ犯罪、健康問題なども含め、光と影の存在について考えさせる。 事例1 事例2 事例3 事例7 事例8 事例9 事例10 事例11 事例12	技術・家庭(技術分野/B情報とコンピュータ)	身の回りの事例から、社会が情報化したことで便利になったことと、不便になったことについて調べる。
	・ソフトウェアを選択して、表現や発信ができること(「情報の発信」との関連で再掲)。 <b>選択</b> インターネットを利用する場合には、不特定多数の人が発信した情報が得られること、逆に自分の発信した情報が不特定多数の人に見られることを知らせる。 事例3 事例4 事例5	技術・家庭(技術分野/B情報とコンピュータ)	校内LANの掲示板でニックネームを使ったコミュニケーション活動(チャット)を行い、ネットワークの匿名性の危険について話し合う。

<p>望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度</p>	<p>・販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。          情報化の進展に伴う消費生活の変化にも対応し、生徒の身近な事例を取り上げて具体的に考えさせたり、消費生活センターなどを見学したりして、興味・関心をもたせるように工夫する。  <b>事例 8</b> <b>事例 9</b> <b>事例 12</b></p>	<p>技術・家庭          (家庭分野 / B 家族と家庭生活)</p>	<p>消費生活センターの見学などを通して情報化の進展に伴う消費生活の変化について調べる。</p>
-------------------------------	---	--	--

## 高等学校「情報社会に参画する態度」の例

分類	情報教育に係る指導内容		学習活動例
<p>社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響</p>	<p>・情報化の進展と社会への影響(社会で利用されている情報システム)          社会で利用されている代表的な情報システムについて、それらの種類と特性、情報システムの信頼性を高める工夫などを理解させる。  <b>事例 6</b> <b>事例 7</b> <b>事例 9</b></p>	<p>情報 C</p>	<p>フィッシング詐欺をはじめとしたインターネット上の犯罪について調べ、それらはどのようにすれば被害を最小に抑えられるか考える。</p>
<p>情報モラルの必要性や情報に対する責任</p>	<p>・現代と倫理(現代の諸課題と倫理)          情報社会の特質、及びその進展がもたらす人間や社会に対する影響について考えさせ、的確に、また主体的に情報を選択・発信することのできる能力やモラルを身に付けさせる。また、情報を活用して自己の生き方を豊かにすることや情報ネットワークによってつくられる人間関係の広がりなどの可能性がある一方、直接的な人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足などがもたらす問題、人間の主体性の喪失の危険性、間接経験の拡大、知的所有権の保護など情報機器の利用にかかわるモラルの問題などにも目を向けさせ、情報社会の持つ光と影の両面から理解を深め、情報社会における自らの在り方生き方について考えさせる。  <b>事例 2</b> <b>事例 4</b></p>	<p>倫理</p>	<p>主として携帯電話のメールで連絡する友人と部活動などで行動を共にする友人とを比較し、ふだんのつきあい方にどのような違いがあるか考える。</p>
	<p>・鑑賞(作者の心情や意図と表現の工夫)          作品には作者の知的所有権(特許、意匠権、著作権など)があり、無断でアイデアやデザインを利用したり、真似をしたものを自分の作品として公に発表したりすることは、許されないことを理解し、作者の考えや作品をその人独自のものとして尊重する態度を培う。  <b>事例 1</b> <b>事例 2</b></p>	<p>美術</p>	<p>インターネットなどを利用して、美術作品の著作権侵害で問題になっている事例を調べ、それは著作権のどの部分が問われているかについて考える。</p>

情報モラルの 必要性や情報 に対する 責任	<p>・消費生活と資源・環境（消費者の権利と責任）</p> <p>消費生活の現状と課題、消費者問題と消費者の保護、消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにすること。</p> <p>事例 7 事例 9</p>	家庭総合	Web ページや電子メールから得られた情報の信頼性や信憑性をどのように判断するかについて話し合い、詐欺やトラブルに巻き込まれないようにするにはどのような対策が必要か考える。
	<p>・消費生活と環境(家庭の経済と消費)</p> <p>多種多様な情報について、発信源を確認したり、正確さを判断する能力を身に付け、適切な情報を取捨選択して目的に応じて活用できるようにすることが重要であることを認識させる。</p> <p>事例 4 事例 9 事例 10</p>	生活技術	内容の異なる 情報を発信している Web ページを比較して、どちらの情報に信憑性があるか考えてみる。
	<p>・情報の収集・発信と情報機器の活用(情報の収集・発信における問題点)</p> <p>情報通信ネットワークやデータベースなどを利用した情報の収集・発信の際に起こり得る具体的な問題及びそれを解決したり回避したりする方法の理解を通して、情報社会で必要とされる心構えについて考えさせる。</p> <p>事例 3 事例 6</p>	情報 A	大量の個人情報なぜ流出するかについて話し合い、個人情報流出による被害に遭わないためにはどのような対策が必要か考える。
	<p>・情報の収集・発信と個人の責任(情報の公開・保護と個人の責任)</p> <p>多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。</p> <p>事例 3 事例 6</p>	情報 C	Web ページや電子メールを利用する際に個人情報の保護に気を付けているかをチェックし、個人情報の漏洩でどのような被害が予想されるかを考える。
	<p>・情報化の進展と社会への影響(情報化が社会に及ぼす影響)</p> <p>情報化が社会に及ぼす影響を様々な面から認識させ、望ましい情報社会の在り方を考えさせる。</p> <p>事例 8 事例 9 事例 11 事例 12</p>	情報 C	社会の情報化の進展に伴いどのようなネットワーク犯罪が登場しているか調べ、それらの被害者にならないためにはどのような知識と心構えが必要か考える。
	<p>・情報社会を支える情報技術(情報技術の進展が社会に及ぼす影響)</p> <p>情報技術の進展が社会に及ぼす影響を認識させ、情報技術を社会の発展に役立てようとする心構えについて考えさせる。</p> <p>事例 9 事例 10 事例 11 事例 12</p>	情報 B	情報社会ではあらゆる人間が情報を容易に発信できることについて考え、虚偽の情報や悪意のある情報に対処するにはどのような心構えが必要であるかについて話し合う。
望ましい情報 社会の創造 に参画しよう とする態度			

情報教育に係る学習活動の具体的展開について - ICT 時代の子どもたちのために、すべての教科で情報教育を - 平成 18 年 8 月 28 日 文部科学省より抜粋

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/08/06082512.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/08/06082512.htm)

## 2 話し合い活動を通じた情報モラル指導の考え方

### 1. 情報モラルの態度の育成

情報モラルの指導で難しい点は、授業で学習したことを実際の生活で実行できるようにすることです。ネット社会でトラブルの加害者や被害者にならないようにするために、ルールやマナーを教えることはもちろん大切ですが、それだけでなく、実際に行動できる態度を育成することが必要不可欠です。

そのためには、他人にありのままの自分を知ってもらおう自己開示のエクササイズや、自分を再発見するためのフィードバックを通して、自己理解を深める学習活動を取り入れることが効果的です。

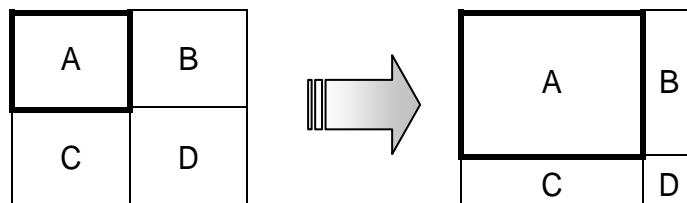
### 2. ジョハリの窓

ジョハリの窓とは、自己理解を深めていこうとする概念の1つで、この概念の提唱者であるアメリカの心理学者、ジョセフ・ルフトとハリー・インガムの2人の名前の頭文字を取って名付けられたものです。自分に関する事柄を「自分が知っている」か「周囲が知っているか」の2つに分け、この2つを組み合わせることによって下の図のA、B、C、Dのように4つの領域を作り出し、B～Cの領域をAの領域に変えていくことでさらなる自己理解を深めていくことを目指すアプローチの1つです。

例えば、人に迷惑がかかるとは自分では気付かずにやってしまうといったことや、逆に、人に気付かれなければこっそりやってもかまわないと思ってやってしまったことが問題になったとします。これを解決するためには、ジョハリの窓というところの、「盲目の窓」や「隠された窓」を小さくし、「明るい窓」を広げていくことが大切です。このような指導を、情報モラルの指導に取り入れていくことが大切です。

#### 「ジョハリの窓」

	自分が知っている自分	自分が気付いていない自分
周囲の人が知っている自分	A :【明るい窓】 自分も他人も知っている自分	B :【盲目の窓】 自分は気付いていないが他人は知っている自分
周囲の人が気付いていない自分	C :【隠された窓】 自分は分かっているが他人は気付いていない自分	D :【未知の窓】 自分も他人も気付いていない自分



自分は知っているが、他人は気付いていない C の窓を小さくすることで、A の窓は大きくなります。(自己開示)

B の窓を小さくし、A を大きくしていくことで、自分というものが再発見できます。(フィードバック)

### 3. 自己開示

自己開示とは、自分自身を他人に対してオープンにすることです。「自分が見る自分」と、「他人が見る自分」との差を少なくすることにより、心理的な負担を軽くすることができます。自己開示は、ジョハリの窓でいう、「明るい窓」を「隠された窓」の方向に押し広げるのに効果的です。「隠された窓」だった部分を、「明るい窓」に変えることができます。

大切なのは、「人には知られたくはない部分」を他人に見せるのを怖がらないことです。「ひょっとしたら嫌われてしまうのではないかと思ったけれども、言ってしまったら気持ちが楽になった」という経験を味わわせることも大切です。

### 4. フィードバック

フィードバックとは、自分自身について他人からコメントをもらうことです。コメントを受けることで、自分自身を振り返り、成長することができます。ジョハリの窓でいう、「明るい窓」を「盲目の窓」の方向に押し広げるのに効果的です。「盲目の窓」だった部分を、「明るい窓」に変えることができます。

大切なのは、他人のコメントを素直に受け取ることです。そのためには、コメントを返す側も悪いところばかりを言うのではなく、よい点は褒めるなど、相手への思いやりの気持ちをもって接することが大切です。

### 5. 演習の組み立て方

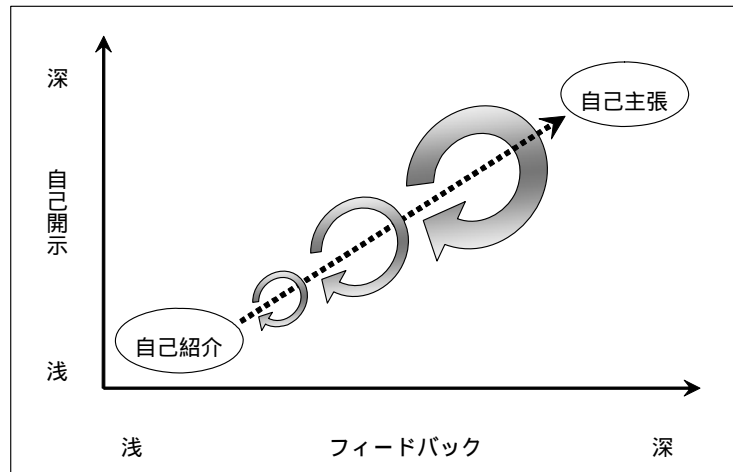
自己開示やフィードバックの演習は、構成的グループエンカウンター（SGE）の中でよく扱われますが、必ずしも形式どおりに行う必要はありません。

本資料では、その手法を用いたいくつかの演習を用意しました。指導展開を組み立てるときには、比較的心的負担が低い「自己開示」の活動から始めて、徐々に「フィードバック」を取り入れていく方がやりやすいでしょう。

自己開示の中でも、自己紹介はフィードバックを伴わないので話しやすい活動です。このような簡単な自己開示の練習期間を経て、少し話しにくいタイプの、「私はこう考えた」とか「私はこう思う」といった自己主張タイプの、深い自己開示の活動に入っていた方がよいでしょう。

フィードバックは、自己開示の活動がこなれたころ、徐々に取り入れていくのがよいでしょう。ただし、このときも、「あなたはこんな事を行ったのですね」といった事実を確認するだけのフィードバックから、「あなたの事をこう思う」といった聞き手の判断や助言等を交えたフィードバックへと、徐々に深めていった方がよいでしょう。

最終的には、「私はこう思う」という自己開示と、「あなたの事をこう思う」というフィードバックとを、なんの懸念もなく演習できるようになると、クラスの雰囲気はよくなるばかりではなく、情報モラルの態度を育成することも期待できます。



## 3 インターネット関連法規

### (1) 法律と犯罪例

脅迫罪（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）

少年Aは、卒業した中学校の男性教諭の名字を挙げ、「中学の部活顧問殺す。」「いやがらせばかりしやがった。死ぬ。」等と掲示板に書き込み、逮捕された。また、同中学校に侵入し、外壁や体育館に赤色スプレーで「殺しにいく。」「皆殺死にするよ。」等と書いたことも判明。脅迫罪・建造物損壊罪で起訴された。

威力業務妨害罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

少年Bは、携帯電話から掲示板に、「月日に生徒や教員の大量殺人を行います。銃は暴力団から買いました。いたずらではありません。」等と書き込み、逮捕された。「いたずら目的だった。」と供述した。

通貨偽造罪（無期又は3年以上の懲役）

パソコンを使い1,000円札を偽造したとして、通貨偽造容疑で中学2年の男子生徒（14）を逮捕した。男子生徒は100枚以上を偽造し、自動販売機で約80枚使ったと供述しており、学校で同級生らにも配っていたという。調べによると、11月上旬、自宅で1,000円札（旧札）をスキャナーなどでパソコンに取り込み、プリンターで偽札3枚を印刷した疑い。

男子生徒は10月中旬、インターネットのサイトやネットオークションで購入した雑誌で、紙幣の偽造方法を研究。11月2日ごろ、初めて自動販売機での使用に成功した。その後、改良を重ね、同月中旬にはほとんどすべての清涼飲料水やたばこ、テレホンカードの自動販売機で使えるようになったという。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）施行：平成13年1月6日

警察署は、他人のIDを利用して有料のオンラインゲームに不正アクセスしたとして、不正アクセス禁止法違反の疑いで、中学3年の男子生徒（14歳）を書類送検し、中学1年の男子生徒（12歳）を補導した。

警察によると、2人は月日にインターネット上のチャットサービスで、オンラインゲーム内で流通する金貨を増やすことを条件に、中学生（12歳）らから有料オンラインゲームのIDとパスワードを聞き出していたという。中学生が警察署に被害を届け、事件が発覚した。

不正アクセスした2人の男子生徒はお互いに面識はなく、中学生とはチャットを通じて知り合ったという。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（100万円以下の罰金）

施行：平成15年9月13日

被疑少年2人（女子中学生）は、携帯電話の出会い系サイトに「男性募集、18まいなす2だよ...」などとわいせつ行為の相手をする内容の書き込みを行い、児童との性交等の相手方となるように誘引した。





## (2) 法規解説

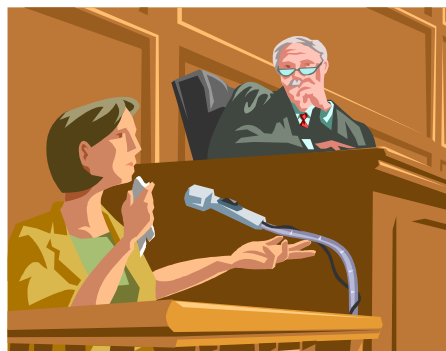
プロバイダ責任制限法 施行：平成 14 年 5 月 27 日

インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。

この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダは被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。

権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダに削除依頼をすることができる。それを受けたプロバイダは、それを情報発信者に照会し、7日間経過しても発信者から同意が得られなかった場合は、該当する情報の公開を止めたり削除したりするなどの措置をとることができる。

被害者は損害賠償請求権の行使に情報発信者の氏名や住所などが必要である場合など、正当な理由がある場合には、情報開示をプロバイダに対して求めることができる。



電子消費者契約法 施行：平成 13 年 12 月 25 日

電子消費者契約法とは、電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めた法律。

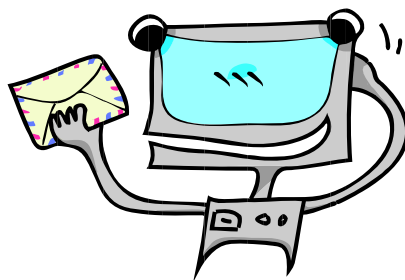
これは、パソコンやインターネットの普及につれ、パソコン操作を誤ったりすることによる、消費者トラブルが増えていることを背景にした法律です。

「無料」画面だと思ってクリックしたら、「有料」で代金を請求されてしまったというケースや、1つ注文したつもりが2つ注文したことになっていて、同じものが2つ送られてきたというトラブルが発生した場合、商店がそれらを防止するための適切な措置をとっていないと、消費者からの申込み自体が無効となります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール法）

施行：平成 14 年 7 月 1 日、改正平成 17 年 11 月 1 日

広告のための電子メールを送信するものが、その送信に同意している人以外に送信する電子メールを「特定電子メール」と定義しており、送信の適正化を図るために制定されたものです。特定電子メールを送信するものに対して、特定電子メールである旨（「未承諾広告」という表示）、当該送信者の氏名または名称および住所、当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス、当該電子メール受信用の電子メールアドレス等の4つの表示が義務づけられました。



## 著作権法

著作権の指導で難しいところは、著作権法第 35 条を児童生徒に理解させることです。家庭での著作物使用と学校での著作物使用については根本的に異なり、著作権法第 30 条（私的使用）と公的使用の区別をはっきりすることを児童生徒に理解させることが必要です。また、著作権法における罰則規定は、3 年以下または懲役 300 万円以下（法人は、1 億円以下の罰金）が定められていることも理解させます。

### 著作権法第 30 条解説（私的使用のための複製）

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができます。

ただし、次の または の場合には複製することができません。

公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いる場合（当分の間、文献複写機を除く）

技術的保護手段の回避により可能になった又は障害が生じないようになった複製をその事実を知りながら行う場合（ただし、回避が記録又は送信方式の変換に伴う技術的な除去又は改変による場合は除く）

### 著作権法第 35 条解説

学校の授業で、担任教師や児童生徒が公表された著作物を複製することができます。次の～ の全ての要件を全て満たす必要があります。

営利を目的としない教育機関であること

教育を担当している人が複製すること

公表された著作物であること

授業の過程における使用を目的とすること（教員の研究発表会は含まれない）

必要と認められる限度内であること

著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと



## 情報社会に生きる力を育てる情報教育の在り方に関する研究協力委員

### 研究協力員

鷺嶋 優一	上三川町立本郷小学校
吉永 有朋	益子町立益子西小学校
岡田 浩一	さくら市立喜連川小学校
平野 宗	藤岡町立藤岡小学校
保知戸 孝	鹿沼市立北犬飼中学校
松島 繁夫	佐野市立城東中学校

### 事務局

江部 信夫	栃木県総合教育センター研究調査部部长
杉田 知之	栃木県総合教育センター研究調査部部长補佐
小口 公正	栃木県総合教育センター研究調査部副主幹
吉川 孝昭	栃木県総合教育センター研究調査部指導主事
高野 寿映	栃木県総合教育センター研究調査部指導主事
名塚 久貴	栃木県総合教育センター研修部指導主事

### 学級担任が指導する情報安全事例集

子どもたちがネットトラブルにあわないために

発行 平成 19 年 3 月  
栃木県総合教育センター 研究調査部  
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070  
TEL 028-665-7208 FAX 028-665-7303  
URL <http://www.tochigi-c.ed.jp>